

事務事業名	選挙人名簿調製事務				担当	総務部 監査・選管 選挙管理委員会		
政策名	H	施策体系外			増補版施設名			
施策名	1	施策体系外の事業			<input type="checkbox"/> 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ		
法令根拠	公職選挙法					<input type="checkbox"/> 単年度繰返（開始年度 昭和41 年度～）		
予算科目	1. 一般会計	2. 総務費	4選挙費	4選挙費		<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
事業概要	年4回（3、6、9、12月）の定時登録と選挙時登録、在外選挙人名簿登録を随時実施しています。 ・定時登録は、登録月の1日を基準日として、登録される資格を有する者を当該登録月の1日に登録しています。（平成29年6月定時登録から、登録日が2日から1日に改正となった） ・選挙時登録は選挙のつど、基準日と登録日を定めて行います。							

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 29年度実績 定時登録は4回、選挙時登録は2回、在外選挙人名簿登録はなし 30年度計画 定時登録は4回、在外選挙人名簿登録随時予定		⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
		名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
		ア 定時登録回数	回	5	4	4	4	4
		イ 選挙時登録回数	回	1	2	2	2	0
		ウ 在外選挙人登録回数	回	3	3	2	0	2
		エ						
		オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 名簿登録要件を満たしたものの		⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
		名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
		ア 名簿登録者数	人	72,953	63,231	64,817	64,707	64,707
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 適正な選挙人の登録		⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
		名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
		ア 適正な選挙人名簿登録者の割合	%	100	100	100	100	-
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 選挙の適正な管理執行		⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
		名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
		ア 適正に執行された選挙数	人	1	2	2	2	-
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
(2) 総事業費の推移		単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	千円	0	270	0	0	0
		国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	927	1,197	927	927	927	
	事業費計(A)	千円	927	1,467	927	927	927	
	人件費	正規職員従事人数	人	3	3	3	2	2
		延べ業務時間	時間	168	168	168	168	168
		人件費計(B)	千円	709	704	698	697	697
トータルコスト(A)+(B)		千円	1,636	2,171	1,625	1,624	1,624	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	選挙人の適正な登録
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	昭和41年永久選挙人名簿制度が採用され、年2回の定時登録制となった。昭和44年の法改正により、住民基本台帳の記録に基づいて市町村の選挙管理委員会が資格調査して登録することとなった。 平成9年、登録回数が年4回に改正された。 平成10年5月の法改正により、在外選挙制度が導入された。 平成15年6月の法改正により、期日前投票制度が創設された。 平成25年5月の法改正により、成年被後見人が選挙権・被選挙権を有することとなった。 平成27年9月の法改正により、農業委員会の委員の公選制が廃止されたことに伴い、農業委員会委員選挙人名簿は調製が不要となった。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	